

議会基本条例策定特別委員会（第19回検討事項）会派検討内容 □基本条例素案（第二章～第九章）

原 案	真政会	みらい福島	市民21	公明党	日本共産党	社民党・護憲連合
(委員会の適切な運営) 第11条 (略) 2 議会は、委員会委員を選任するときは、議員が公平、公正に選任されるような方法の確保に努めなければならない。 3 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。 以下 (略)	(前回の意見) (修正案) 2 議会は、委員会委員を選任するときは、議員が公平、公正に選任されるような方法の確保に努めるものとする。 3 委員会は、議会としての合意形成を図るため、委員間における自由討議を尊重するとともに、委員会審査に当たっては、市民に分かりやすい議論を行うよう努めるものとする。	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —
	(今回の意見) ・原案で了承	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —
(会派) 第13条 (略) 2 (略)。 3 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めなければならない。 4 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならない。 5 会派は、その活動について、市民に対して説明するよう努めなければならない。 6 (略)	(前回の意見) (修正案) 3 会派は、その活動において、政策立案及び政策提言を行うための調査研究を積極的に行うよう努めるものとする。 4 会派は、議会運営、政策立案及び政策提言に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —
	(今回の意見) ・原案で了承	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —
(情報の共有及び公開並びに議決に対する説明責任) 第16条 (略) 2～6 (略) 7 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めなければならない。	(前回の意見) (修正案) 7 議会は、広報紙等の充実、市民との情報共有の推進等を充実させるための組織の設置に努めるものとする。	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —	(前回の意見) —
	(今回の意見) ・原案で了承	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —	(今回の意見) —